平成２１年（フ）第２０１号
山口市維新公園５丁目３番26号
債務者　杉山　恵一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石村　太郎
4　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７９号
広島市佐伯区皆賀３丁目16番５号
債務者　インテリアハウスウェンディこと　林　弘志
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成21年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５号
北海道名寄市西６条北10丁目47番地13
債務者　斎藤　春美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４６号
北海道苫前郡羽幌町南２条３丁目10番地
債務者　三上　忠昭
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
北海道名寄市西６条北10丁目47番地13
債務者　斎藤　裕
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８９６号
大阪市大正区千島１丁目２番２号リエス大正201号
債務者　野口　昇
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５９号
大阪府守口市大枝南町８番14号
債務者　開地　裕一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　高規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９３号
大阪府豊中市本町５丁目11番５号
債務者　木部　一浩
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　宗成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３１号
大阪市東住吉区今川４丁目22番10号
債務者　小勝裕香こと　張　裕香
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９０号
大阪市淀川区塚本３丁目12番６―609号
債務者　Ｔｒｙ　ｍａｋｅこと　高橋　尚賢
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３４号
奈良県生駒市俵口町623番地２
債務者　阿野満喜夫
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３７号
奈良市学園朝日元町２丁目529番地の48、店舗の所在地大阪市中央区北浜４―４―12　藤原総合事務所内
債務者　大倉　明
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３９号
大阪府豊中市寺内２丁目14番１―1114号
債務者　山岸　英之
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨宅　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５９号
大阪市都島区都島中通２丁目12番10号
債務者　尾﨑　隆男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５号
広島県三次市十日市中１丁目６番21号
債務者　三好　博之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４２号
広島県安芸高田市向原町坂153番地１
債務者　古川　典子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　るみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第６９号
山形県鶴岡市西新斎町３番６号
債務者　有限会社北庄興業
代表者代表取締役　北野　勝巳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部